

第4回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会議事録（要旨）

日 時 平成22年10月 4日（月） 午後15時00分～17時00分

会 場 市庁舎4F モニター室

出席者 渡邊栄文委員長、坂本秀徳副委員長、徳永理映委員、柳楽雅子委員、
坂本孝広委員

事務局	<p>1 開会</p> <p>ただ今から、「第4回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会」を開会いたします。</p> <p>2 議事</p> <p>それでは、まず、議事に入ります前に配布しております資料の確認をお願いします。</p> <p>（配布資料確認）</p> <p>「熊本市公的オンブズマン条例委員長私案」、「同私案（各条の考え方）」、「条例の運用等についての意見一覧」、「規則に盛り込むべき事項（条例との対比）」、「意見交換会における論点整理表」を配布しております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきたいと思いますので、渡邊委員長、議事進行をよろしくお願いたします。</p>
渡邊委員長	<p>それでは、「第4回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会」の議事に入りたいと思います。</p> <p>また、本日の会議は、午後五時には終了の予定となっておりますので、よろしくお願いたします。また、傍聴人の方々につきましては、配布しております傍聴券に記載してありますように、注意事項を守っていただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の会議の進め方ですが、これまで3回の委員会を行い、オンブズマン条例の論点整理を行いました。また、8月31日に意見交換会を開催しました。これまでの、3回の条例検討委員会の結果及び意見交換会の意見に基づきまして「委員長私案」として条例案を提示しております。まず、私の方からオンブズマン条例各条と、オンブズマン制度に係る運用等の意見について、全体を通して説明させていただきたいと思います。その後、条例案、運用等の意見につきまして、各委員からご意見、ご質問をいただき、皆様と検討を行い、整理していきたいと考えております。そのような方法でよろしいでしょうか。（異議なし）</p> <p>それでは、「条例委員長私案」「条例委員長私案（各条の考え方）」「条例の運用等についての意見一覧」の資料を基にご説明いたします。</p>

この「条例委員長私案」ですが、ご覧になるとわかりますが、全5章、全25条からなっております。第1章は総則、第2章は責務、第3章はオンブズマンの組織等に関するもの、第4章はオンブズマンの苦情の処理等に関するもの、第5章は補則です。ご存知のように補則は、本体部分を構成する規定を補うために特に設けられた補完的な定めであり、本体の一部を構成する規定とは異なります。補則が設けられる理由は、一つの独立した章として色々な規定をまとめるためのものです。最近では、雑則という言葉も出てきておりますが意味は同じです。最後が附則です。附則は、法例の施行規定や経過措置等を定めたものです。これは全5章、全25条、附則からなっております。次に各条の考え方を説明いたします。お手元の熊本市オンブズマン条例委員長私案（各条の考え方）をご覧ください。

まず第1条の設置です。第1条は、この条例で定めるオンブズマンが、熊本市自治基本条例第23条に規定する公的オンブズマンであるということをも明記した上で、期待される効果、設置について規定しています。

また、後ほど議論していただきたいと思いますが、この検討委員会におきましては、オンブズマン制度の機能の特徴について議論いたしました。

その中で、「簡易・迅速に」という文言で「簡易」はわかりにくいということで削除いたしましたが、簡易性は同制度全体の特徴的機能でもあるし、自治基本条例の解説書には、「簡易・迅速に」という文言があります。また、8月31日の意見交換会でも「簡易」についての意見もございました。これらの点を踏まえまして「簡易」という文言を委員長私案として復活させまして第1条「市政に関する苦情を簡易迅速に処理し」としております。

次に第2条ですが、オンブズマンが行う調査に関する事項、調査を行わない管轄外事項について規定しています。第1号から第5号までである中で、特に第3号職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項ですが、管轄外事項としましては、市職員は、勤務条件等に関する救済が、地方公務員法、地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定により確立されているので、管轄外としました。また、勤務内容に待遇を加え、わかりやすい規定としました。これについての意見一覧の1、第2条関係ですが、申立人に対しては、他の救済制度を教示する必要があることについては、検討委員会として意見を行いたいと思います。次に検討委員会においては管轄外としました「熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員の職務に関する事項」は、行政不服審査制度の一つであるため、市民が審議会に申し立てるか、オンブズマンに申し立てるか選択することができるということから、管轄外規定から削除しました。

次に第3条ですが、オンブズマンが行う基本的職務について規定しています。市政に関する苦情調査とオンブズマンの自己発意による調査を区分しました。検討委員会の方向性として出された迅速規定は、「職務」より「責務」が適切と考え、責務に規定することとしました。

担当する事務、また、割り与えられる仕事が職務ですから、責任を持って職務を果たすという責務と区別しています。

第4条はオンブズマンの責務として規定しています。オンブズマンは、市民の権利及び利益の擁護者として苦情処理を行います。その際には「中立的な立場で公平かつ適切」に行うことが求められるため、項を分けて規定しました。検討項目で、検討委員会の方向性として出された迅速規定は、「職務」より「責務」が適切と考え、第3項に規定しました。オンブズマンが情報収集に努めることは、職務として自己発意に基づく調査を行うということ、また、苦情処理等に関する自己検証にも有益であるため、責務として規定しています。

次に第5条、市の機関の責務です。オンブズマンは職務権限に法的拘束力がないので、制度を行う上で求められる熊本市の責務について規定しています。これについては、委員会としての意見が出ております。

オンブズマン制度の周知は、非常に重要であり他都市の事例なども参考に同制度の周知に努めることとの意見であります。

第6条、市民等の責務です。苦情の申立人である市民が、オンブズマン制度の目的を達成するために必要な責務について規定しています。

次は第7条、組織等です。オンブズマンの人数、任命方法、任期等のオンブズマンの組織内容について規定しています。オンブズマンの人数については、検討委員会での検討内容のとおり2名としました。任命については、オンブズマンは、市の付属機関ではあるが、行政から相対的に独立させる仕組みが必要です。このため、市長の恣意的任用を避けるため、市民の代表から構成される議会の同意を得て市長が任命する必要があります。任期については、長くなることにより重責であるオンブズマンが過度の負担を強いられることが考えられるため、任期2年、1回に限り再任できるとしました。

次に第8条、秘密を守る義務です。オンブズマンの守秘義務について規定しています。オンブズマンは、非常勤特別職であるため地方公務員法に規定する守秘義務が適用されないことから規定しています。

次は、第9条、解嘱です。オンブズマンの解嘱条件、解嘱方法について規定しています。これは検討委員会の方向性のとおりとなっております。前後しますが、第7条には、委員会としての意見が出ております。

オンブズマンの報酬の支払い方法は、現在の他の非常勤特別職の報酬が、日額を基本とする方向であることを考慮し日額とすること。オンブズマンの報酬額は日額であるが出勤日以外の業務量を考慮し、その業務に相当する額を支払うよう配慮することとの意見になっております。

それでは次の第10条兼職等の禁止です。オンブズマンが職務を行う上で、中立的立場が必要とされるため禁止すべき職務について規定しています。第1項と第2項ですが、オンブズマンが（～してはならない）の義務違反の規定をしています。

委員会としての意見では、オンブズマンが熊本市の他の特別職を兼ねることについては、中立性を考慮すると望ましいことではないが、条例に規定した場合、人選上の制約が大きくなることが想定されます。人事委員会でも人事委員は、兼職を行わない方が望ましいとして制度運用で兼職を行わないようにしています。以上のことから、オンブズマンについても他の特別職との兼職については、運用上の課題と考えるとなっています。

次の第11条、合議です。オンブズマンの職務は独任制が基本ですが、職務を行う上で、重要な用件については、合議することを規定しています。検討委員会では、「オンブズマン会議を設ける」という規定で整理しておりましたが、これは、組織として設置する意味となるため、合議によるものと規定しました。また、監査委員は独任制であります。地方自治法において合議する内容を定めています。合議が必要なものは、より慎重を期すために公表を伴う勧告や意見表明、複数制のため統一的な基準も必要なことから職務執行の一般方針に関すること等について規定しました。

次の第12条、苦情の申立てです。本条は、市の業務に対する苦情等であれば、市政改善の観点からも、市内に限らず、誰でも申立てができることを規定しています。

次の第13条、苦情の申立手続です。申立人の申請方法、申請内容、代理人による申請ができることを規定しています。検討委員会では、第1項について書面による申し立てに対する但し書きで「ただし特別な理由が認められるときはこの限りではない。」と整理しましたが、手続きを定めた項目なので、厳密にしておく必要があると考えました。このため、川崎市市民オンブズマン条例や、他の制度にも使われている表現で「口頭による申立て」としました。

申立書に必要な内容は、本人への連絡に必要な事項、事実の確認を行うための情報、オンブズマンの調査開始に必要な各事前情報としました。苦情申立書については、様式を規則で定めることとしました。

次の第14条、調査対象外事項です。オンブズマンが申立人から苦情の

申し立てが行われた際、その調査を行わない場合の該当事項を規定しています。申立て可能期間については、事実発生日が不明確な場合があること、また継続した事項にも対応できるようにする方が申立人の利益になると考え、地方自治法第242条第2項における監査制度の事例を準用し、規定を修正しました。

第3号、申立てに係る事実のあった日又は終わった日から1年以上経過しているときとしています。この第14条の委員会としての意見は、苦情申立人の利害関係の有無については、最終的にはオンブズマン自身の判断に委ねることとなるが、その判断基準は広く柔軟に解釈する必要があることという意見になっております。

次の第15条、調査の中止です。オンブズマンが調査を開始した場合においても、行政の自主的な改善が行われた場合、行政不服審査等他の救済制度による苦情処理の審査が開始された場合、調査できない状況が生じた場合等を考慮して調査を中止することができることを規定しています。

次の第16条、苦情申立人への通知、第17条、市の機関への通知です。オンブズマンが調査開始から調査に基づき見解を示した時点までに行う関係者への通知を規定しています。苦情の申し立てがあり、調査を開始、しないとき、中止、あるいは完了し、見解を示したときはその都度、通知するということです。

では、次の第18条、調査方法です。

オンブズマンが調査を行う際の市の機関に対する調査権、市の機関以外（関係者）に対する調査協力依頼、その他調査手法を規定しています。

次の第19条、勧告及び意見表明です。オンブズマンが苦情調査を行った結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し当該苦情等に係る市の業務について、是正の措置を講ずるよう勧告し、その原因が制度上に起因するものである場合は、意見表明することを規定しています。また、その場合、苦情申立人に通知することとしています。

次の第20条、勧告及び意見表明の尊重です。オンブズマンは、市の付属機関であり解決方法に強制力を持たないため、市の機関はオンブズマンが示した見解、職務権限である勧告、意見表明を尊重することを規定しています。また、前後いたしますが、第18条の調査方法で、委員会の意見として、オンブズマンは、調査の際には、個人情報の取扱いに慎重を期し、最大限の配慮をすることという意見が出ています。

次の第21条、措置の状況の報告です。オンブズマンが職務権限として行う勧告、意見表明についての実効性を持たせるため、当該勧告等を受けた市の機関から報告を求めることを規定しています。

	<p>次の第22条、勧告等の公表です。オンブズマンが職務権限として行う勧告、意見表明についての実効性を担保するため、当該勧告等を受けた市の機関から報告を含め公表することを規定しています。また、その場合、個人情報等について配慮することとしています。</p> <p>次の第23条、活動状況の報告です。これは、オンブズマンが1年間の活動状況について、毎年度、市長、議会に報告し、また、これを公表することとしたものです。また、報告は、年度単位で行われるものであるため、規定を明確にしておく必要があると考えます。この第23条については、委員会の意見として、市民に活動状況を周知することは、オンブズマン制度を市民とともに育てるという点で非常に重要なことであるため、熊本市とオンブズマンが連携し、効果的な方法で活動状況の周知、交流に努めることという意見が出ています。</p> <p>次の第24条、事務局の規定です。オンブズマンに関する事務の処理を行うため事務局を設置することを規定しています。これについても、事務局は、オンブズマンの事務的補佐を行う職務とし、事務室の所在について等、市民からの客観的独立性を高める配慮を行うことという委員会の意見が出ています。</p> <p>次に第25条、専門調査員です。オンブズマンの職務に関する事項を専門的に調査する等、オンブズマンの補佐を行うために配置することを規定しています。専門調査員の委嘱は市長が行う旨を明確にしました。専門調査員はオンブズマンとともに苦情処理等を行う上で、第4条（責務）、第8条（秘密を守る義務）、第10条（兼職等の禁止）を課すこととしました。</p> <p>最後は、附則です。附則において施行期日を定めるが、施行日とは、申立て可能な日（運用開始日）とすべきと考えます。オンブズマンと専門調査員を委嘱しなければなりませんので、オンブズマン及び専門調査員の委嘱に関する規定第7条及び第25条ですが、これは条例の交付時から施行すると規定しています。以上が、委員長私案の考え方の説明になります。</p> <p>それでは、検討に入ります。まず、検討にあたりまして特にこれまで論点として上がった項目、また意見交換会での意見に関する箇所を重点的に検討したいと思います。具体的には、第1条、第4条、第7条、第16条、第17条となります。まず、第1条は、「簡易」を復活させたのですが、これについては、いかがでしょうか。</p>
坂本（秀）委員	意見交換会でのご意見にもありましたけれども、専門からみましても「簡易」というのは確かに重要である部分でありますし、いいと思います。

坂本（孝）委員	自治基本条例第23条の解説等にも「簡易・迅速」と明確にありますし、また市の説明にもありますように一連性を考えると、「簡易」を入れた方がいいと思います。
渡邊委員長	「簡易」ということは、簡単にすませるという意味ではとられないと思います。私もオンブズマン研究を10年程行ってきましたが、オンブズマンは簡易救済制度に該当しますので、「簡易」を入れた方が個人的ではありますが学問的な見解にも沿うかと思えます。
柳楽委員	以前の発言は、「簡易」に対応して迅速に処理という言葉を使った方がいいのではという発言だったので、簡易・迅速という言葉を使うのに対してはいいかと思えます。
徳永委員	「簡易」の言葉は、適当とかいい加減という意味ではないと確認しておりますし、いいかと思えます。
渡邊委員長	それでは、第1条に「簡易」を入れたいと思います。
坂本（秀）委員	第1条の条文に関する整理項目で、非違の是正という文言がありますが、広辞苑では、法に背くとありまして、法令違反ということです。そうなれば、法令違反の場合についてだけ勧告するということになってしまい、第3条第1項の勧告、また第19条第1項の勧告の是正の措置といったものになります。オンブズマンの機能から考えますと法令違反だけではなく、もっと調査の場を与えるということにした方がいいと思います。
渡邊委員長	非違という意味は、違法という意味だけではなく、不当という意味もあるかと思えます。広く解釈するようです。
坂本（秀）委員	広辞苑では法に背くとありました。各条項との整合性の問題もあるので、「簡易」を入れるのであれば、こちらも考える必要があると思います。
渡邊委員長	わかりました。最終素案の段階で整理して、考えたいと思います。 では、次の2条はいかがでしょうか。
徳永委員	運用上の整理項目で、3、申立人に対しては、他の救済制度をとありますが、よりわかりやすく適切に他の救済制度を教示していただきたいと思えます。
渡邊委員長	わかりました。そのようにしていきたいと思えます。
坂本（秀）委員	質問なのですが、(1)判決、裁決等により確定した事項ということで「等」とありますが(5)は、監査委員が請求に基づきと別箇に明記してあります。既に監査が出た結果については、裁決等に含まれるという意味なのでしょうか。

渡邊委員長	<p>(1)号だけ読むと、含まれるとの意味合いですが、(5)号には、「現に」というのは入っていますので、(1)号の判決、裁決等により確定した事項又は、監査が終了したというのを入れた方が(1)と(5)の整合性が保たれるのかとも思います。</p>
坂本(秀)委員	<p>(1)と(5)の整合性の問題で、(1)で監査結果が書かれていないのは、裁決等に含まれているという意味なのかと思ったものですから。含まれているのであれば、(5)の「又」というのは不要なのではと思います。</p>
渡邊委員長	<p>そうですね、それは、整理させていただきたいと思います。また、検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、第3条です。規定として迅速は、「職務」より「責務」としましたが、この方がわかりやすいかと思います。</p>
坂本(秀)委員	<p>第3条第(2)項の「是正等」とありますが、他の条文では「等」ありませんし、是正改善とかではないのでしょうか。</p>
渡邊委員長	<p>是正、改善にも「等」がありますので、統一しなければならないと思っています。また、検討委員会で検討したいと思います。与えられたのが「職務」、責任が「責務」と別にしました。よろしいでしょうか。それでは次の第4条です。迅速は、職務より責務が適切と考え第3項に規定しました。オンブズマンは、迅速に職務を遂行しなければならない。</p> <p>次に総則的なことですが、第7条について、オンブズマンの委嘱の方法そして組織についてですが、これは先の意見交換会においても意見が出されておりますので検討したいと思います。</p>
柳楽委員	<p>意見交換会で(自治基本条例をより良くする会)から出された意見を私なりに考えたのですが、人格が高潔で社会的人望が厚く、優れた識見を有する方を選考等委員会で選考する。ということですが、果たして可能なのか。選考するのであれば、書類と面接等でそれができるのか。無理ではないかと思います。</p> <p>実際、法に携わる方がオンブズマンに適していると思われまますので、人格が高潔で社会的人望が厚く、市民の権利・人権を擁護する使命感と情熱を持ち並びに行政に関し優れた識見を有する方を弁護士会なり適した団体から推薦してもらった方が現実的であると思います。</p>
渡邊委員長	<p>その場合、団体というのはたくさんあるので、例えば、法律の知識があるものということをして条件にして弁護士会からの推薦としたとしても、なぜその団体であるのかという理由・説明は必要になるのではないのでしょうか。</p>

柳楽委員	<p>学識経験者等他にも候補はいろいろ考えられると思われませんが、ここで言いたいのは、選考委員会や公募というのが、実際問題として現実に即しているものだろうかということです。選考委員をどう選ぶのかを考えるにあたり、その選考委員を選ぶ基準がどうあるべきかというところを考えますと、結局のところ、オンブズマンに適しているかどうかを判断するには、その人の仕事等を通してよく理解している必要があることから、こちらから基準や条件を提示する形で働きかけ、推薦を受ける方が実際に適切でかつ実績のある方をオンブズマンに選べるのではないかと思います。</p>
渡邊委員長	<p>他のご意見はありますでしょうか。今のご意見について、透明性の確保というよりも、オンブズマンに適した人を確保するという意味で、団体等の推薦が適しているということでしょうか。</p>
柳楽委員	<p>当然、透明性については、その際に提示する基準や条件が示されることで確保できるものであると考えます。</p>
渡邊委員長	<p>その場合、条例に規定することは難しいと考えますが、選考委員会についても、本制度が熊本市のオンブズマンである以上は、熊本市の組織として位置づけられることから、この組織だけが突出する形の内容で条例制定されることは、望ましくないと考えます。</p> <p>熊本市の組織の中で位置づけなければなりませんので、人選の方法や透明性の確保について、運用上の課題として委員会から意見を付すことは十分に考えられると思います。</p>
徳永委員	<p>条例には、その条件に見合う人として、人格が高潔で社会的人望が厚く、地方行政に対して優れた識見を有する者という厳しい内容が規定されていることから、透明性の確保については、運用の過程で決定経緯を明らかにするなど適切に行っていけばよいのではないのでしょうか。</p>
渡邊委員長	<p>市長が議会の同意を得て委嘱するとなっていることから、当然、議会に対しては、人選についての詳しい説明を行われると思われま。他の人事案件等はどうでしょうか。</p>
坂本（孝）委員	<p>人事案件については、基本的には、その人なりや職歴等を含めた適格性を明記したものをもちて議会にかけさせていただくこととなります。</p>
渡邊委員長	<p>議会でチェックがかかるので、繰り返しにはなりますが、この点について条例への明記はできないと考えられることから、本委員会としては、人選の場合は、どういう基準でといった基準について明らかにしてくださいというような意見を付すということになるかと思ひます。</p>

坂本（秀）委員	<p>私も前回の意見交換会後に考えました。選考過程の透明化は制度の根幹でもあり、重要だと思われませんが、市長の任命権の問題もあるし、どんな方法をとっても選考過程の透明化をするかということについては、様々な議論があると思います。今、出ている選考委員会も一つの方法であるとは思いますが、先ほどの主要な団体に推薦依頼をする方法もその一つと考えられますが、今後いろんな段階で様々な透明化の方法がある中で、今ここで私たちがこの方法が良いということと言える状況ではなく、責任を持って決めることは難しいと思われま</p> <p>す。</p> <p>選任の方法について具体的に条例で定めてしまうと、より良い方法が出たときに改正しづらくなるし、結論的には、透明化の指針を踏まえて良い制度を作れるようにと注文をつけることがよいと思われま</p>
渡邊委員長	<p>検討委員会としては、人選の基準や選考過程について、市民にきちんと説明することを求めることはできると思われるが、そのような意見を市に対して出すということがよいと思われま</p>
徳永委員	<p>一つの考え方としてだが、少なくとも利害関係を含めて所属団体の推薦が必要としてはどうでしょうか。</p>
坂本（孝）委員	<p>他都市において偏った選任の事例もあり、オンブズマン2名に対して2団体の推薦を得るのか、もっと複数の推薦を得て選定する過程を大事にした方がよいのかなど、もう少し考える必要があると思われま</p>
渡邊委員長	<p>我々としては、可能な限りの選考基準やその過程を明らかにするというような意見でよいのではないで</p>
坂本（孝）委員	<p>基準的な部分は、議会の同意を得ることになっているので、議会側との打合せもしなければならぬと思われま</p>
渡邊委員長	<p>では、第7条については、そういうことでよろしいですね。</p> <p>次に、技術的なことになりますが、第14条はそのまま、第15条から第18条までですが、事案が長引いた時については通知していく方が、市民にとっては、申立て事案の状況がわかりやすいのではないかと思います。説明しますと、第14条が調査対象外事項です。苦情の申立てが該当すれば調査しないという条例上の規定です。従来ですと即中止としていましたが、この第16条では調査を開始するとき、しないときも申立人、市の機関に通知すると規定しておりましたので、これを第15条にもってきまして、調査の開始にかかる通知とした条文で、調査対象外事項を14条で規定し、調査する、しない場合の通知とする。また、第16条の調査を開始したが、何らかの都合で中止になる場合の中止という条文も持ってきたらどうだろうか。</p>

	<p>第17条、調査の方法はどのようにするのか、調査の結果を苦情申立人に通知しなければならないが、調査の結果通知を第18条へ入れたらどうかと思います。これは、修正案をまとめ、第5回で説明したいと思います。これまで、委員会で問題になりました条文、また意見交換会で出された意見がありましたが、他の条文についてはいかがでしょうか。</p>
坂本（秀）委員	<p>第19条第3項ですが、前2項の規定により勧告し、又は意見表明したときは、通知するとありますが、これは、第18条調査方法も含まれるのでしょうか。調査結果だけでしょうか。</p>
渡邊委員長	<p>調査した結果、違法か、違法じゃないのか、妥当か妥当ではないのかといったもので調査の結果だけです。調査の結果の客観的なことを通知するということです。</p>
坂本（孝）委員	<p>川崎市では、第16条、第17条、勧告の及び意見表明については、第19条に報告する義務があるとしています。</p>
事務局	<p>調査につきましては、オンブズマンが見解を示し、それに伴い調査結果ということで通知します。次に勧告と意見表明となった場合にも通知を出すということになります。2回通知することになるかと思います。</p>
坂本（秀）委員	<p>補則の23条～25条です。23条は職務、24条、25条は組織に入れたらどうでしょうか。</p>
渡邊委員長	<p>活動状況報告書は、個別報告の規定であったため、年次報告書はこちらがいいのかと思っております。</p>
柳楽委員	<p>確認事項です。調査をしていなかった、また中止した事例、理由を公表するというのは、この中に含まれているのでしょうか。調査をしなかった理由等は公表されないのでしょうか。</p>
渡邊委員長	<p>年次報告書の中に含まれています。公にするのは勧告、意見表明など、年次報告書の中で概要を出しています。</p>
事務局	<p>札幌市ですが、調査をしなかった事例ということで、事例とオンブズマンの判断理由を記載されています。</p>
徳永委員	<p>第2条、第14条、第16条、調査を中止した時、しない時、受けられない時、他の制度がある等、わかりやすい説明を配慮していただきたいと思うので、運用面で考えて頂きたい。</p>
渡邊委員長	<p>もちろん、配慮したいと思います。オンブズマンに理由を聞かれるのもいいと思います。</p>
坂本（秀）委員	<p>先ほどの調査しない時も公表するというのは運用上ということでしょうか。</p>

事務局	活動状況報告書の中で個人情報法を配慮し、調査しない時、中止になった場合などは公表しますが、該当する事例との関係になります。
坂本（秀）委員	勧告と同じで、公表の内容については運用で実施するということですか。どれだけ要約されるのですか。全件ですか。
事務局	公表する内容の概要の中で理由を出しています。件数については、抽出することになると思います。
渡邊委員長	いかがでしょうか。
坂本（孝）委員	一番問題なのが利害関係のところですか。認められないのに実施した場合、どうするのかといった問題が出ます。
渡邊委員長	それこそ、オンブズマンに決定してもらいたい。
徳永委員	公表もプライバシーに関わるのですか。
渡邊委員長	そうです。
柳楽委員	札幌市がとても詳しいのですが、これくらいまで、作りあげてもらえることを熊本市には期待したいと思いますしここまで実施してもらえるといいと思います。
徳永委員	第22条、勧告等の公表ですが、フォローアップの考え方はどうするのでしょうか。半年後、1年後、改善した後のフォローアップはないのでしょうか。
渡邊委員長	改善されたものについてその後も改善の内容が実施されているかどうかのフォローアップは、難しいと思います。そこまで、オンブズマンに押し付けるのはどうかとも思います。
徳永委員	運用で可能かと思ったものですから。報告書ができるので、それで確認はできますよね。
渡邊委員長	そうです。よろしいでしょうか。それでは、次に規則の方を検討したいと思いますので、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	大枠の概要ではありますが、説明させていただきます。 4番の資料をお願いします。規則で定める事項であります。まず、第2条（市の機関）ですが、市の機関の範囲は市長部局、教育委員会、公営企業、行政委員会とする。外郭団体については本市の補助金執行に係る管轄範囲とする。

	<p>続きまして、第7条（代表オンブズマン等）ですが、形式的にはなりますが、体外的では独任制として代表オンブズマンを決定する際に代表オンブズマンを規定するものです。</p> <p>次に3ページの兼職等の禁止第10条の（特別な利害関係のある企業等）ですが、市と特別な利害関係のある企業その他の団体は、主として本市の請負をするものをいう。</p> <p>次に第11条（合議）ですが、代表オンブズマンが招集し、その議長となる。次に第13条（苦情の申立書等）ですが、苦情申立書については様式がございます。これは前の検討委員会でも意見が出ましたけれども第3号で申立てを行ってもらうことになります。</p> <p>次は4ページです。第14条（調査対象外事項）の（正当な理由の認定）ですが、この段階で正当な理由があると認めるときの事項を4項目上げております。苦情の申立ての原因となった事実が継続しているときとしていますが、表現の方法を変えております。</p> <p>次は、第16条と第17条ですが、規定として通知書の様式と考えております。</p> <p>次の第19条につきましても様式の規定がございます。</p> <p>次の第21条、措置の状況の報告ですが、是正措置の報告、また報告の通知を様式により行うものです。</p> <p>次に第22条、勧告等の公表ですが、勧告、意見表明及び報告の公表は、告示するとともに市政だよりへの掲載その他オンブズマンが適当と認める方法により行うものとしております。</p> <p>次に第23条、活動状況の報告ですが、基本的にどのようなものを入れるか等、色々なパターンの事例を入れまして公表を活動報告書として報告したいと考えております。また条例等の作成に合わせまして内容を精査していきたいと考えております。</p>
渡邊委員長	<p>ありがとうございました。今の規則で、何かございませんか。では、条文第10条第2項です。オンブズマンは、本市と特別な利害関係のある企業その他団体の役員と兼ねてはならないとなっておりますが、規則では、「企業その他の団体」その他の「の」が入っていますが、一字入ると入っていないのでは、区別することになりますかどうでしょうか。例えば「その他の政治団体」となれば各政党を表しますが、「その他団体」となりますと、並列になりますが、そこは、整理する必要があるかと思えます。</p>
坂本（秀）委員	<p>その企業とは、法人だけではなく個人企業も含まれているのでしょうか。個人事業をされている方です。極端にいいますと、個人企業には役員はい</p>

	ませんので。
渡邊委員長	利害関係のある企業その他の団体、役員であれば、利害関係もあるのかもしれない。
事務局	利害関係の内容を検討いたします。
柳楽委員	確認なのですが、第23条活動状況の報告です。オンブズマンの発意に基づく調査の件数、勧告、意見表明及び是正等の措置の状況の報告の要旨その他オンブズマンが必要と認める事項について行うものとすると思いますが、先ほど他都市の事例で調査をしなかった等はオンブズマンが必要と認める事項に入るのでしょうか。その事例集はオンブズマンが作成されるのでしょうか。
坂本（孝）委員	オンブズマンと相談しながら事務局が作成していく予定です。最終的にオンブズマンが確認いたします。
柳楽委員	オンブズマンが必要なものも判断されるのでしょうか。事務局とオンブズマンが必要ではないものも市民にとっては一つ一つの事項が必要であったりするのではないかと思いますので、「オンブズマンが必要と認める事項」というのは、とてもあいまいに感じます。
事務局	市としては、色々なパターンの事例集として、市民の方々にわかっていただけのような形での年次報告書を作成したいと思います。オンブズマンの裁量での範囲内になってしまいますので。
渡邊委員長	他にございませんか。それでは、次回の開催について事務局からです。
事務局	次回の検討委員会の日程につきましては改めましてご連絡いたします。
渡邊委員長	これをもちまして、第4回検討委員会を閉会いたします。